

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市立小中学校の学区等再編成基本方針	<p>【目的】 花巻市立小中学校の学区再編については、平成19年に策定した「花巻市立小中学校の学区再編等に係る基本方針」に基づき、検討を重ね着実に成果を上げているが、児童・生徒の減少や施設の老朽化等教育環境に変化が生じており、望ましい保育・教育環境について検討し、それを実現するための基本方針を策定（全部改訂）</p> <p>【内容】 保育園、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒の教育環境の充実を図り、活力ある教育環境を創出するための基本方針</p> <p>【区分】 基本方針</p> <p>【関係法令等】 平成27年1月に、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が文部科学省により策定され、少子化時代における学校教育の在り方の議論が本格化している。</p>	ア 計画		

1 参画の対象

対象の名称	花巻市立小中学校の学区等再編成基本方針	対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
対象の内容	<p>【目的】 花巻市立小中学校の学区再編については、平成19年に策定した「花巻市立小中学校の学区再編等に係る基本方針」に基づき、検討を重ね着実に成果を上げているが、児童・生徒の減少や施設の老朽化等教育環境に変化が生じており、望ましい保育・教育環境について検討し、それを実現するための基本方針を策定（全部改訂）</p> <p>【内容】 保育園、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒の教育環境の充実を図り、活力ある教育環境を創出するための基本方針</p> <p>【区分】 基本方針</p> <p>【関係法令等】 平成27年1月に、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が文部科学省により策定され、少子化時代における学校教育の在り方の議論が本格化している。</p>		

2 選択した市民参画の方法

方法①	意見交換会の開催
名 称	市民説明会
時 期 及 回 数	平成30年6月～7月（11回開催予定）
周知方法 及 周知時期	広報はなまぎ、花巻市ホームページに掲載 学校、保育園等を通じてPTA、保護者会に周知
対象者 (対象 地域)	全市民を対象として実施する。（11中学校区）
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページにて9月に公表する。
方法や時 期を選択 した理由	市民と直接対面し、幅広い意見を聞く方法として選択。 素案作成後に説明会を行う。

方法②	審議会その他の附属機関における委員の公募
名 称	花巻市教育振興審議会での審議
時 期 及 回 数	平成30年11月
周知方法 及 周知時期	開催日2週間以上前に郵送により通知する。 花巻市ホームページに掲載
対象者 (対象 地域)	花巻市教育振興審議会の構成委員は以下の団体の代表及び公募によるものであること。 大学教授、市教育振興運動協議会、市校長会、市PTA連合会、私立幼稚園協議会、高等学校長、市体育協会、花巻青年会議所、法人立保育所協議会、学童クラブ、保育園保護者会、障がい児者施設
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページの教育振興審議会の開催結果をもって公表とする。（11月）
方法や時 期を選択 した理由	花巻市教育振興審議会は、花巻市教育振興審議会条例に基づき、教育行政の基本的施策に関し、必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置されているものであること。 方針（案）作成後に会議を開催する。

3 計画・条例等の全体スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
策定等			●	●						●	●				
方法①	素案の作成・準備		方針(案)の作成			意見の整理・結果公表			方針策定					教育委員会議を経て決定	
方法②			広報・HP掲載		説明会実施					通知		会議開催 結果の公表			

対象の名称 花巻市立小中学校の学区等再編成基本方針

市民参画・協働推進職員チーム評価内容

総合評価	検討の余地があった項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	検討の余地があった項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 時期 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 周知方法 <input type="checkbox"/> 周知時期
<input type="checkbox"/> 検討の余地あり	

●評価後に記入 反映したことや反映しなかった場合の理由を記入してください。

反映した内容とその理由
反映しなかった内容とその理由

1 参画の対象

対象の名称	新花巻図書館整備基本構想	対象区分	公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更
対象の内容	【目的】生涯学習の拠点施設として、知識の向上や心の豊かさを求める市民ニーズに的確に対応できる機能を備えた新しい花巻図書館を整備するための構想 【内容】図書館整備の背景や花巻図書館の現状と課題を明示したうえで、新花巻図書館の整備にあたっての基本的な方針を示す。 【区分】基本構想		

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法①	パブリックコメントの実施	パブリックコメントの実施
名称	新花巻図書館整備基本構想（案）パブリックコメント	同左
周知方法及び時期	広報はなまき4月15日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載する。 素案については、当課及び総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館に備え付ける。	広報はなまき4月15日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載した。 素案については、当課及び総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館に備え付けた。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	4月中旬から5月中旬（1か月間）	4月24日から5月23日（1か月間）
対象者(対象地域)	全市民を対象として実施する。	全市民を対象として実施。
実施結果 意見提出者数・提出件数等		意見提出者数 9名 意見件数のべ 39件 素案閲覧者数 備付素案 33件 ホームページ 396件

方法①	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	6月下旬に公表する。	8月1日に市ホームページに掲載するとともに、当課及び総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館に備え付けた。

3 実施した方法の自己評価

○市民参画により効果があったこと	図書館への具体的要望や細かいアイデアなど市民からの意見を聴取することができた。
○予定を変更して実施した内容と理由	実施結果については当初6月下旬に公表の予定としていたが、公表前に花巻市立花巻図書館協議会において結果及び構想素案への反映案等についても説明のうえ審議を経てからの公表とすることとしたため、時期を変更して公表した。
○反省点	パブリックコメントは概ね予定どおり実施できたが、結果の公表時期については上記のとおり変更し後ろ倒しの公表となった。
○市民参画の実施に当たっての改善点	参画実施後の結果公表までの段取りについても変更が生じないよう当初参画計画段階で精査のうえ、当初予定を組むよう改善する。

対象の名称	新花巻図書館整備基本構想
-------	--------------

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法②	審議会その他の附属機関における委員の公募	審議会その他の附属機関における委員の公募
名称	花巻市立図書館協議会での審議	同左
周知方法及び時期	各委員に対して、開催日の2週間以上前に郵送により通知する。	各委員に対して、開催日の2週間以上前に郵送により通知した。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	6月下旬	日時：7月24日(月)午後1時30分～午後3時30分 場所：花巻市立花巻図書館会議室
対象者(対象地域)	花巻市立図書館協議会 (学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、識見を有する者、公募による者)	同左
実施結果 意見提出者数・提出件数等		意見提出者数 3名 提出意見数 のべ7件

方法②	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	7月中旬に公表する	8月15日に市ホームページに掲載した。

3 実施した方法の自己評価

○市民参画により効果があったこと
教育や図書館運営に関係の深い方々の視点からご意見を聴取することができた。
○予定を変更して実施した内容と理由
花巻市立図書館協議会での構想素案審議時期が変更となった。例年1回目の定例協議会は6月末から7月に開催される予定であることから6月末の参画実施予定として当初計画したが、協議会では図書館の運営等に関する様々な事項について審議いただくこととなっており、審議議案及び委員の日程調整の結果、本年度については7月中旬の開催とされたことから、当構想案の審議についてもこの日程に合わせて議案として上程したことによるもの。
○反省点
今年度の協議会自体の開催時期が当初の見込みより遅い時期の開催となったことにより、当初の計画日程での実施が叶わなかった。
○市民参画の実施に当たっての改善点
参画計画作成の際に、審議いただく協議会の開催時期が決定されていなくても、可能な限り開催時期についてすり合わせを行い、余裕を持った参画計画を作成するよう改善する。

方法②

対象の名称	新花巻図書館整備基本構想
-------	--------------

市民参画職員チーム評価内容

総合評価	改善の余地があった項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	改善の余地があった項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

1 参画の対象

対象の名称	東和コミュニティセンター整備に係る基本設計	対象区分	(特定地域)建物
対象の内容	【目的】東和地域の生涯学習及び地域づくり等の拠点である東和コミュニティセンターが老朽化及び耐震基準を満たしていないことから改築を行うもの 【内容】東和コミュニティセンター改築にかかる基本設計 【区分】改築		

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法①	その他適切と判断される方法	その他適切と判断される方法
名称	関係機関・団体からの意見聴取	同左
周知方法及び時期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。	開催日の9日前に郵送した。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	6月上旬、8月上旬のほか必要に応じで開催	東和総合支所：9月20日(水)10時1分～10時50分
対象者(対象地域)	土沢地域づくり会議、東和地域行政区長会、花巻商工会議所東和支部、花巻農業協同組合東和町支店、花巻市社会福祉協議会東和支部、花巻市身体障がい者福祉協会東和支部、花巻市地域婦人団体協議会東和支部、花巻市老人クラブ連合会東和支部、東和町芸術文化協会、東和町体育協会、花巻市立東和中学校、東和中学校PTA、土沢幼稚園あやめの会(子育て団体)	土沢地域づくり会議、東和地域行政区長会、花巻商工会議所東和支部、花巻農業協同組合東和町支店、花巻市社会福祉協議会東和支部、花巻市身体障がい者福祉協会東和支部、花巻市地域婦人団体協議会東和支部、花巻市老人クラブ連合会東和支部、東和町芸術文化協会、東和町体育協会、花巻市立東和中学校、東和中学校PTA、土沢幼稚園あやめの会(子育て団体)、東和の歴史と文化財を学ぶ会
実施結果意見提出者数・提出件数等		出席者：10名 意見等提出者数(団体)：9名 意見：延べ9件

方法①	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	8月中旬	市ホームページに掲載(H29.10.12)

3 実施した方法の自己評価

<p>○市民参画により効果があったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体から幅広く意見を聴くことができた。 ・基本設計段階で参考とすべき意見が得られた。
<p>○予定を変更して実施した内容と理由</p> <p>意見聴取について、着手の遅れや基本構想に基づく素案作成に時間を要したことから、当初予定より遅れての実施となった。</p>
<p>○反省点</p> <p>基本構想に基づく基本設計素案の作成に時間を要したことから関係機関への周知、実施時期が遅くなった。</p>
<p>○市民参画の実施に当たっての改善点</p> <p>施設に係る基本設計の素案作成にあたり施設内部について関係団体との調整が必要な場合は、計画的に事前協議を進め、素案作成に遅れが生じないように留意する。</p>

対象の名称	東和コミュニティセンター整備に係る基本設計
-------	-----------------------

2 実施した方法の詳細

	当初予定	実施内容
方法②	意見交換会の開催	意見交換会の開催
名称	一般市民との意見交換会	同左
周知方法及び時期	7月上旬から随時有線放送で周知する。	9月15日の班回覧及び有線放送により周知した。 (各振興センターとは事前に日時等協議)
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	8月上旬開催	①小山田振興センター 9月25日(月)18時30分~19時7分 ②東和総合支所 9月26日(火)18時30分~19時45分 ③成島振興センター 9月27日(水)18時30分~19時30分 ④浮田振興センター 9月29日(金)18時30分~19時20分 ⑤谷内振興センター 10月2日(月)18時30分~19時26分 ⑥田瀬振興センター 10月4日(水)18時28分~19時6分
対象者(対象地域)	東和地域一般市民	同左
実施結果意見提出者数・提出件数等		①出席:9名 意見提出者:5名 意見数:のべ9件 ②出席:22名 意見提出者:10名 意見数:のべ22件 ③出席:9名 意見提出者:7名 意見数:のべ22件 ④出席:10名 意見提出者:5名 意見数:のべ16件 ⑤出席:12名 意見提出者:7名 意見数:のべ27件 ⑥出席:5名 意見提出者:3名 意見数:のべ11件 合計 出席:67名 意見等提出者:37名 意見:延べ107件

方法②	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	8月中旬	市ホームページに掲載(H29.10.12)

3 実施した方法の自己評価

○市民参画により効果があったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の内容を広く周知することができた。 ・基本設計段階で参考とすべき意見が得られた。
○予定を変更して実施した内容と理由	意見聴取について、着手の遅れや基本構想に基づく素案作成に時間を要したことから、当初予定より遅れての実施となった。
○反省点	基本構想に基づく基本設計素案の作成に時間を要したことから関係機関への周知、実施時期が遅くなった。
○市民参画の実施に当たっての改善点	施設に係る基本設計の素案作成にあたり施設内部について関係団体との調整が必要な場合は、計画的に事前協議を進め、素案作成に遅れが生じないように留意する。

対象の名称	東和コミュニティセンター整備に係る基本設計
-------	-----------------------

市民参画職員チーム評価内容

総合評価	改善の余地があった項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	改善の余地があった項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく、個人番号の利用に關し必要な事項を定めること。</p> <p>【内容】 ①市長が処理する市独自の個人番号利用事務として、次に掲げる者に対する医療費給付事務を追加すること。 ・乳幼児及び妊産婦 ・重度心身障害者 ・ひとり親家庭 ・寡婦等 ・小学生の保護者 ・心身障害児の保護者 ②①に掲げる6つの事務において利用する特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の範囲を「地方税関係情報であって規則で定めるもの」と定めること。</p> <p>【議会及び施行日】 ①提出議会 平成29年12月定例会 ②施行日 平成29年12月（公布の日） ※情報連携の開始は平成30年7月頃からで、これに向けた個人情報保護委員会への届出には「平成29年12月議会での議決」の要件があること。</p>	対象外		条例改正により、個人番号を利用すると定めた事務の申請等手続の際に個人番号の記載を求める（義務ではない。）ことになるが、「申請時等における添付書類の省略」という利便性の向上に資するものであり、これをもって市民生活の権利を制限したり、義務を課すような重大な影響を与えるものとは言えないため。
2	花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 行政職給料表に定める職務の級に分類する際の基準となるべき職務の内容について改めるもの。</p> <p>【内容】 職制の見直しに伴う級別基準職務表の改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年12月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		市執行機関内部の職制見直しに伴う所要の改正であるため。
3	花巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による所要の改正</p> <p>【内容】 旧教育委員長の報酬額の規定を削る。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月定例会 ②施行日 平成30年4月1日</p>	対象外		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による所要の改正であるため
4	花巻市常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による所要の改正</p> <p>【内容】 新教育長の給料月額等を規定する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月定例会 ②施行日 平成30年4月1日</p>	対象外		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による所要の改正のため
5	花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 平成29年人事院勧告に基づく、所要の改正</p> <p>【内容】 平成29年人事院勧告に基づき、期末手当等の支給率を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		人事院勧告に基づく、所要の改正であるため

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由（重要なものに該当しない理由）
6	花巻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 平成29年人事院勧告に基づく、所要の改正</p> <p>【内容】 平成29年人事院勧告に基づき、期末手当等の支給率を変更する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		人事院勧告に基づく、所要の改正であるため
7	花巻市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例	<p>【目的】 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、「地域未来投資促進法」という。）」に基づく「岩手県基本計画（平成29年9月29日付け国からの同意）」に従い実施される事業に対し優遇措置を講ずることにより、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図るもの。</p> <p>【内容】 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、国の同意を得た「岩手県基本計画」に定められた促進区域である本市において、岩手県から承認を得た「地域経済牽引事業計画」に基づき、対象施設を新たに設置した者に対し、固定資産税の課税を免除しようとするもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年12月定例会 ②施行日 公布日 ③適用日 平成29年9月29日</p>	対象外		「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき策定された岩手県基本計画に係る固定資産税の課税免除措置であるため。
8	花巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地区計画区域内の建築物の制限を定め良好な都市環境を確保する</p> <p>【改正の内容】 建築基準法の一部改正に伴う引用別表の条項ずれの改正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月定例会 ②施行日 平成30年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 建築基準法 ②法令改正施行日 平成30年4月1日</p>	対象外		法令改正に伴う引用条項のずれを改正するものであるため
9	花巻市営住宅等条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 公営住宅法に基づく市営住宅等の設置、整備及び管理に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 ・申告が困難と思われる高齢者や障がい者などについて、収入状況等を確認し、決定することができるようにするもの。 ・収入基準について、104千円から、158千円に緩和する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年12月定例会 ②施行日 公布日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 公営住宅法 ②法令改正施行日 平成29年7月26日</p>	対象外		入居者に対するサービスの向上と収入基準の緩和であるため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
10	花巻市定住促進住宅条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 花巻市に居住し、又は居住しようとする者で住宅に困窮しているものに対して、賃貸住宅を供給することにより定住の促進を図るため。</p> <p>【内容】 ・申告が困難と思われる高齢者や障がい者などについて、収入状況等を確認し、決定することができるようにするもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年12月定例会 ②施行日 公布日</p> <p>【関係法令等に基づく改正の場合】 ①名称 公営住宅法 ②法令改正施行日 平成29年7月26日</p>	対象外		入居者に対するサービスの向上であるため。
11	花巻市公園等維持管理計画	<p>【目的】 市内の公園等施設の適正な維持管理を目指す計画</p> <p>【内容】 公園の草刈りや公園内施設の維持管理方針について定めるもの</p> <p>【計画期間】 平成30年度～</p>	対象外		市役所内部において、公園の点検や維持に関する実務取扱の方針について定めるものであるため。
12	花巻市海洋施設条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 海洋性スポーツレクリエーションの提供と青少年の健全育成を図るため、花巻市海洋施設の設置、名称、休館日、使用時間、使用料等について定めるもの。</p> <p>【内容】 艇庫に宿泊機能を持たせるため、使用料等の見直しを図り、使用時間、使用区分の名称変更及び宿泊に係る使用料の改正をするもの。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年12月定例会 ②施行日 平成30年4月1日</p>	対象外		市民に義務を課し、又は権利を制限することにより市民生活に重大な影響を与える改正ではないため。
13	花巻市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	<p>【目的】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に教育長の職務専念義務が規定されたことから、必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 教育長の職務に専念する義務の免除について規定</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月定例会 ②施行日 平成30年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ②法令改正施行日 平成27年4月1日</p>	対象外		上位法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき制定する条例であり、市政に関する基本方針を定める条例や市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例ではないため。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由（重要なものに該当しない理由）
14	花巻市公立保育園再編第2期実施計画	<p>【目的】 花巻市公立保育園再編指針に基づき、再編対象保育園を搭載し事業を進めるための計画</p> <p>【内容】 民営化を行う対象園を設定</p> <p>【計画期間】 平成30年度～平成31年度</p>	対象外		花巻市公立保育園再編指針に基づき、内部の意思決定を行うものであるため。
15	こども発達相談センター設置条例	<p>【目的】 こども発達相談センター設置の根拠となる条例の制定</p> <p>【内容】 名称、位置、業務、休館日、使用、使用料</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成30年3月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		発達障がいの（可能性がある）就学前児童を対象とする施設の設置条例であり、「建設の趣旨が市全域にかかわり、多くの市民が等しく利用できる建物」ではないため。
16	花巻市立小規模保育所設置条例	<p>【目的】 市立の小規模保育所設置の根拠となる条例の制定</p> <p>【内容】 名称、位置、業務、保育時間、休日、保育料</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成29年12月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		待機児童を早急に解消するため、民間の既存建物を改修整備し設置する暫定的な施設であり、将来にわたり多くの市民が等しく利用できる市所有の建物ではなく、また、市民生活に重大な影響を及ぼす条例ではないため。